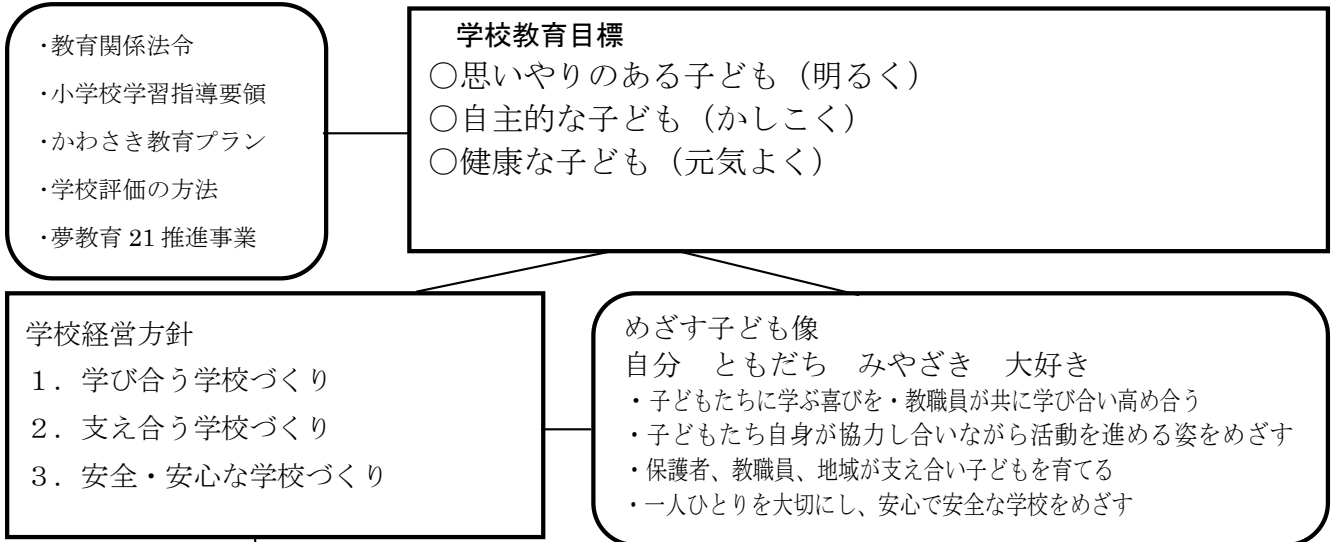


川崎市立宮崎小学校いじめ防止基本方針

1 令和2年度 学校経営計画



中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域ひらかれた

① 学び合う学校づくり	②-1 支え合う学校づくり	②-2 支え合う学校（地域に開かれた）	③安全・安心な学校づくり
<ul style="list-style-type: none"> ○友だちとのかかわりの中で学びを深め、「やればできる」を実感させ、①己肯定感を高める。 ○多様な学習方法の工夫と効果的な指導の充実 ○教職員自ら、共に学び合い高め合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども、教職員、保護者、地域が互いに信頼し合い、支え合い開かれた学校をめざす。 ○子どもの可能性を信じ、主体的な活動を取り入れる。 ○読書活動など体験的な活動を通し、感動する心を育てる。 ○学校評価を充実させると共に情報配信を積極的に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者、地域とも交流を図り、連携を深める。 ○地域のことを知ることで、地域を大切に思う心や、主体的に関わろうとする態度を育てる。 ○学校評価を充実させるとともに、情報発信を積極的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりを大切に学校にしていく。 ○交通安全指導、防災・防犯対策の確立を図る。 ○施設・整備の安全点検、校舎内外の環境点検を実施する。

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

<ul style="list-style-type: none"> ○子ども主体の学習展開が行われ、共に学ぶ姿勢を高める。 ○教職員自ら共に学び合い高め合う授業力向上を目標にする。 ○一人ひとりの必要に応じたきめ細やかな学習指導。 ○わかる楽しさ、できる喜びを実感させる授業。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの可能性を信じて、主体的な活動を取りいれていく ○他者を尊重する姿勢を育てるなど、道徳教育の推進を図り温かい心を育てる。 ○教育相談の充実を図り、児童理解を深める。 ○いじめや暴力は許されないという学校環境の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○キャリア在り方生き方教育の全体計画のもとに「親しむ・大切に思う・自分にできることを考える」を意識した活動になるようにする。 ○PDCA サイクルに則った学校評価を活用し、学校運営の向上をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童理解を深め、人権尊重教育、児童指導の充実を図る。 ○安心して育つ学びの場としての学校防災・防災対策や訓練を工夫する。 ○地域や保護者と情報の共有化を図り、安全・安心な学校づくりに取り組む。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・言語活動の充実 ・指導内容の明確化と評価方法の工夫 ・問題解決学習を取り入れた授業展開の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の推進と充実 ・実行委員制を導入し、各種行事等、子どもの主体的な取り組みを大切にする。 ・あいさつ運動を推進 ・外部講師の人材を活用し、様々な体験活動を通し豊かで健全な心と体を育てる。 ・いじめは許されないという道徳科授業の推進と充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校説明会や学校報告会、学校推進会議の充実を図る。 ・学校だより、学年だより、学校ホームページを通して情報を公開していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援 Co をダブル配置とし保護者、教職員が相談しやすい環境づくりに努める。様々な問題にも組織的な対応を行う。 ・地域や保護者との情報の共有化を図る。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもち「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します。

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

① の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

② の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、 教頭、 総括教諭、 教務主任、 学年主任、 養護教諭
児童支援コーディネーター、 教育相談担当、 児童理解プロジェクト担当、
スクールソーシャルワーカー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（特別活動担当）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・（教務主任・児童支援 C・人権担当）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・（児童支援 Co・特別活動担当）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・（特別活動担当）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・（人権担当）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・（児童支援 Co・特別活動担当）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・（児童支援 Co・特別支援担当）
- 1年・・・・・・・・・・（学年主任・児童理解 P）
- 2年・・・・・・・・・・（学年主任・児童理解 P）
- 3年・・・・・・・・・・（学年主任・児童理解 P）
- 4年・・・・・・・・・・（学年主任・児童理解 P）
- 5年・・・・・・・・・・（学年主任・児童理解 P）
- 6年・・・・・・・・・・（学年主任・児童理解 P）
- あおぎり・・・・・・・・・・（学年主任） 級外（養護教諭）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・（児童支援 Co・児童理解 P・教務主任）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・（児童理解 P）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会、計画委員会、代表委員会との連携・・・（特別活動プロジェクト）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・（教務主任・副教務）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・学校教育推進会議・・・・・・・・・・（教務主任・副教務）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・（校長・児童支援 Co）
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・・・（校長・教頭・児童支援 Co）

7 令和2年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動・清掃活動 (各学年、計画運営員会)・学年交流 (各学年・委員会) ・教育相談・「授業力向上」研究を通しての学びあい、認め合い・言語活動の充実
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 (特活プロ) ・役割分担・年間指導計画の確認 (特活プロ) ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 (特活プロ) ・かわさき共生* 共育プログラム・効果測定 of 取組 (特活プロ)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (児童理解プロ) ・重点課題「自分 友だち みやざき 大好き」の周知と看板作製 (計画運営委員会)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (児童理解プロ) ・【児童指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→全児童を対象にいじめに関するアンケートを実施しきめ細やかな支援・指導を行う。また、指導の経緯も含めた事例研修を行う。) ・学校生活アンケート (特活プロ) ・いじめ防止標語の募集 (計画運営委員会)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (児童理解プロ)
8	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明け、各学年の取組を再確認 (学年)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (児童理解プロ)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめに関するアンケート (児童理解) ・かわさき共生* 共育プログラム・効果測定 of 取組 (児童理解プロ)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (児童理解プロ) ・学校生活・保護者アンケート (評価プロ)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (児童理解プロ) ・学校生活・保護者アンケートの反省 (評価プロ)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめに関する事例研修 (児童理解プロ) ・かわさき共生* 共育プログラム・効果測定 of 取組 (児童理解プロ)
2	<ul style="list-style-type: none"> ・【学校体制振り返り月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (児童理解プロ) ・今年度の反省と学校評価
3	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎ 本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

【あいさつ運動】

- ・毎週、実行委員制を活用してあいさつロード週間を行う

【授業力向上研究 研究主題「学び合いを通して問題解決できる子をめざして」】

- ・学び合いを通して互いに認め合う心を育てる

【言語活動の充実】

- ・友だちの話を聴く力を高める指導、自分の考えを伝える指導

【交流活動の活性化】

- ・委員会活動（あいぼう運動）

- ・クラブ活動

- ・学年交流

- ・地域行事での交流活動

【啓発活動】

- ・いじめ防止標語やポスター作成

- ・いじめ撲滅キャンペーンの実施

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動